**平成２４年（フ）第４４３号**
奈良県桜井市安倍木材団地１丁目６番地の15
債務者　大浦　雅也
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所

**平成２４年（フ）第３２６号**
奈良県橿原市醍醐町436番地の１管ナッシュエイ86　403、前住所奈良県桜井市大字外山1620番地
債務者　圓田　　豊
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第３３１号**
奈良県香芝市良福寺137番地１　ライフインサンヨー良福寺101号
債務者　下村　美咲
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第３３３号**
奈良県橿原市曲川町７丁目５番25号
債務者　松﨑　久代
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

**平成２４年（フ）第１５６号**
鳥取県鳥取市立川町６丁目169番地　県住緑町団地54―５―97号
債務者　坂口　政昭
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１５７号**
鳥取県鳥取市立川町６丁目169番地　県住緑町団地54―５―97号
債務者　坂口　妙子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９３号**
京都市中京区坂井町470　緑の館アネックス205号、住民票上の住所広島市東区光町２丁目12番11―602号　第２良光ビル
債務者　玉井　陽祐
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２０３号**
広島市東区戸坂千足１丁目２番12―501号
債務者　大濱　泰伯
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１２０７号**
広島県安芸郡坂町坂西３丁目４番７―10号
債務者　片上水産こと　片上　　明
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第１８４号**
山口県下関市大字福江112番地　市営安岡福江住宅１―15号
債務者　吉川コイソ
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２４年（フ）第１４０号**
愛媛県西条市丹原町今井170番地２
債務者　黒河　辰也
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第１４２号**
愛媛県西条市北条1232番地３　プラザハイツシンデン305号、前住所愛媛県西条市丹原町丹原40番地１
債務者　武井　寛子（旧姓曽我部）
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第１５２号**
愛媛県西条市三芳360番地８、前住所愛媛県西条市丹原町鞍瀬甲55番地
債務者　越智　栄二
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所西条支部

**平成２４年（フ）第１０６号**
愛媛県今治市東門町４丁目３番35号
債務者　檜垣　真弓
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
松山地方裁判所今治支部

**平成２４年（フ）第１３８号**
福岡県飯塚市大日寺522番地　市営花瀬住宅１棟144号
債務者　吉野　玲子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２４年（フ）第３２５号**
福岡県久留米市櫛原町82番地９　黒田コーポ203号
債務者　山内　浩二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２４年（フ）第４８６号**
大分市大字荏隈394番地の１　小野ビル306
債務者　幸　　克哉
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月25日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係